

第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」策定の基本的な考え方について（案）

○計画の位置づけ（策定根拠）

北海道総合計画の特定分野別計画、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第7条に基づく実施計画として策定し、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」など関連計画の内容を盛り込む。（関連計画の詳細は「資料2-2 体系図」のとおり）

なお、「北海道子どもの貧困対策推進計画」については、現在の第1期計画が、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」のもと、施策全体を分かりやすく体系的に整理したものとして個別に計画を策定し、道民に情報発信してきていることや、平成28年度から子どもの生活実態調査を実施し、具体的な施策への反映が求められていることなど、第2期計画についても、引き続き、「個別計画」として整理し、策定する。

【他計画等との関連】

人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用、教育などの関連する計画等と整合性を保つ。

○計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

○計画のめざす姿

- ・「安心して子どもを生み育てることができ、希望する子どもの数を持つことができる環境」、「子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくり
- ・子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に向けて、条例で定められた11の基本的施策に基づき、少子化対策に関する施策目標を定め、ライフ・ステージごとに切れ目がない支援を総合的かつ計画的に実施する。

○第三期計画（平成27年度～平成31年度）の取組と評価

第三期計画に対する評価を行い、第四期計画に反映する。（平成30年度実績を踏まえ評価を予定）
(全体的な評価)

女性の就業率の向上や「安心して子どもを育てられる環境」と感じている人の割合が増加といった一定の効果の兆しも垣間見ることができるものの、本道の合計特殊出生率は、中期的な目標（全国水準⑨1.43）に対し、依然として低い状況（⑨1.29）

（主な課題等）

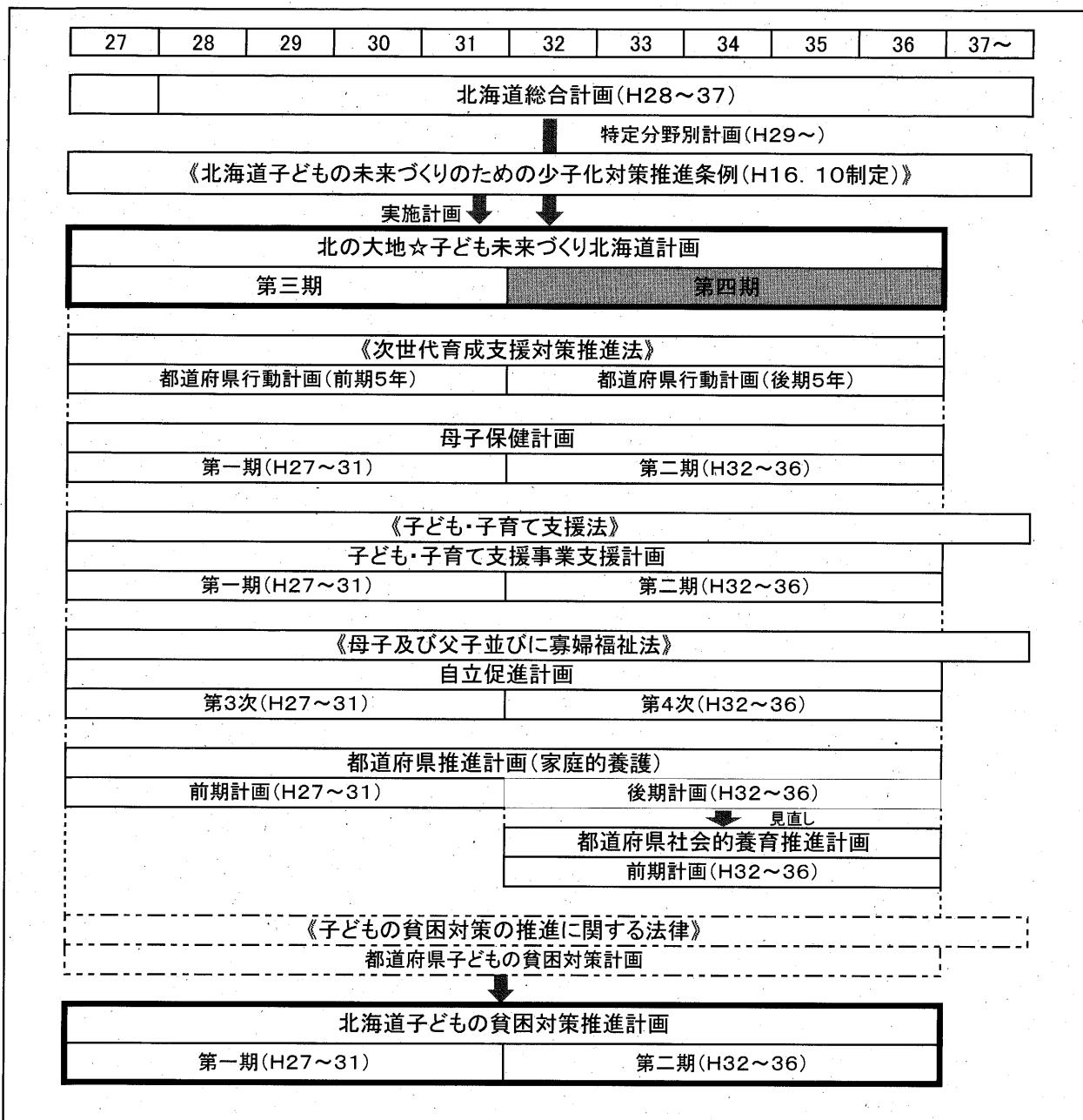
- ・保育所などへの入所待機児童の解消に至っておらず、受け皿の整備や保育人材の確保等が急務。
- ・依然として、子どもを生み育てることへの経済的負担感が強い傾向。
- ・企業等との連携・協働による取組が一部の企業等に留まっている。
- ・育児休業等の整備率が依然として低い状況。
- ・児童虐待相談対応件数が年々増加している。

○計画の内容（構成）

- ・第四期計画では、次代を担う若い世代が自分の将来像を描き成長するための次世代教育や就業支援、結婚支援を行う「ライフデザイン支援」のほか、「妊娠・出産」、「子育て」、「子育ち・自立」の3つのライフ・ステージと、それらを支える「地域の環境づくり」のステージを設定する。
- ・少子化の現状や第三期計画の評価結果はもとより、市町村における少子化対策の取組状況、国の施策動向や社会経済情勢の変化等も踏まえ、「施策推進に向けた基本的（重点的）な視点」を定め、実効性ある施策や指標項目等を検討する。

第三期計画	第四期計画
<p>【重点施策目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化の改善に向けた環境づくりを着実に推進するための目標として、計画内容の最後に記載 <p>①未婚化・晩婚化への対応 ②子育て支援の充実（待機児童ゼロの達成） ③子どもの安全・安心の確保</p>	<p>【基本的（重点的）な視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画を推進する上での力点を次の項目に置くこととし、これらを踏まえて、「視点」として整理の上、計画の前面に記載 <p>①待機児童の解消に向けた受け皿整備と人材確保 ②子育て世帯の経済的負担の軽減 ③官民が協働した子育て施策の展開 ④仕事と家庭の両立支援の推進 ⑤子育てなどを地域で支え合う仕組みづくり ⑥社会的養育の推進 ⑦児童虐待防止対策の推進</p>

○体系図(道の他計画との関係)



《条例に基づく基本的施策》

- ①社会全体による取組の促進(少子化対策の意義、目的等の理解の促進、相互連携の体制整備等)
- ②子どもの権利及び利益の尊重(子どもの権利尊重の普及啓発、子どもの意見等の社会反映等)
- ③地域における子育て支援体制等の充実(相談体制、地域活動等子育て支援体制の充実、ひとり親、養育に恵まれない子ども、障がいのある子どもなどへの支援体制の整備等)
- ④保育サービス等の充実(多様な保育サービス、地域の相互援助活動、放課後児童健全育成事業の充実等、保育所と幼稚園の連携、保育士等の資質向上の促進等)
- ⑤雇用環境等の整備(育児休業制度等各種制度の普及、家庭との均衡のとれた働き方の普及、若年者の就業支援等)
- ⑥母子保健医療体制等の充実(母子保健医療サービス、周産期医療の提供体制の整備等)
- ⑦児童健全育成等の促進(児童館の活動促進、文化環境の整備、食育の推進、性や喫煙等の正しい知識の普及)
- ⑧児童虐待防止対策の充実(未然防止、早期発見、被虐待児童の保護・支援体制の整備等)
- ⑨教育環境の整備(次代の親づくり、家庭教育支援、いじめや不登校への対応等)
- ⑩生活環境の整備(子育て家庭に配慮した住環境の整備、安全・安心なまちづくり等)
- ⑪経済的負担の軽減(乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置等)

第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」策定の基本的な考え方について(案)

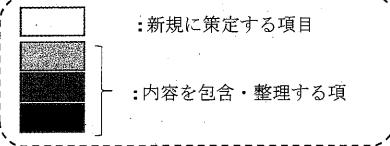
第三期計画（平成27年度～平成31年度）	第四期計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））	道の考え方
<p>第1 計画の基本事項</p> <p>計画策定の趣旨</p> <p>・少子化を巡る状況や第二期計画の評価、国の動向等を踏まえ、結婚から妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援策を行なうため、今後5年間の少子化対策の具体的な施策を行うため、ライフ・ステージに応じた切れ目のない支援策や目標等について定める。</p> <p>・人口減少問題への取組指針や今後策定される「地方版総合戦略」などと連動し、全庁あげて総合的かつ計画的に取り組む。</p> <p>計画の位置づけ</p> <p>北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例 第7条に基づく実施計画（関連計画の内容を盛り込む）</p> <p>・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」「母子保健計画」「母子保育計画」「母子支援計画」</p> <p>・母子事業及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」</p> <p>・「都道府県社会的養育推進計画の策定について（厚生労働省通知）」に基づく「社会的養育推進計画」</p> <p>計画の期間</p> <p>平成27年度から平成31年度までの5年間</p>	<p>第1 計画の基本事項</p> <p>計画策定の趣旨</p> <p>・北海道における少子化の現状や第三期計画の評価、国の方針等を踏まえ、ライフ・ステージに応じた切れ目のない支援策を行なうため、今後5年間の少子化対策の具体的な施策を行うため、ライフ・ステージに応じて定めることとする。</p> <p>・人口減少問題への取組等と連動し、全庁あげて総合的かつ計画的に取り組む。</p> <p>計画の位置づけ</p> <p>北海道総合計画の特定分野別計画、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第7条に基づく実施計画（次の関連計画の内容を盛り込み、一括して策定）</p> <p>・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」「母子保健計画」「母子保育計画」「母子支援計画」</p> <p>・母子事業及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」</p> <p>・「都道府県社会的養育推進計画の策定について（厚生労働省通知）」に基づく「社会的養育推進計画」を包含する。</p> <p>計画の期間</p> <p>令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までの5年間</p>	<p>・第三期計画に引き続き、今後5年間のライフ・ステージに応じた少子化対策の具体的な施策や目標により一部修正設定する。（ライフ・ステージの見直しにより一部修正）</p> <p>・第三期計画に引き続き、人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用、教育などとの関連する計画等と整合性を保つ。</p> <p>・総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画として別に明記する「子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく都道府県計画（北海道子どもの貧困対策推進計画）」と整合性を保つ。</p> <p>・新たに策定する「社会的養育推進計画」を包含する。</p>
<p>第1 計画の基本事項</p> <p>計画策定の趣旨</p> <p>・少子化を踏まえ、結婚から妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援策を行なうため、今後5年間の少子化対策の具体的な施策を行うため、ライフ・ステージに応じた切れ目のない支援策や目標等について定める。</p> <p>・人口減少問題への取組指針や今後策定される「地方版総合戦略」などと連動し、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍などの幅広い分野にわたり、総合的かつ計画的に取り組む。</p> <p>計画の位置づけ</p> <p>北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例 第7条に基づく実施計画（関連計画の内容を盛り込む）</p> <p>・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」「母子保健計画」「母子保育計画」「母子支援計画」</p> <p>・母子事業及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」</p> <p>・「都道府県社会的養育推進計画の策定について（厚生労働省通知）」に基づく「社会的養育推進計画」</p> <p>計画の期間</p> <p>平成27年度から平成31年度までの5年間</p>	<p>第1 計画の基本事項</p> <p>計画策定の趣旨</p> <p>・少子化を踏まえ、結婚から妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援策を行なうため、今後5年間の少子化対策の具体的な施策を行うため、ライフ・ステージに応じた切れ目のない支援策や目標等について定める。</p> <p>・人口減少問題への取組指針や今後策定される「地方版総合戦略」などと連動し、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍などの幅広い分野にわたり、総合的かつ計画的に取り組む。</p> <p>計画の位置づけ</p> <p>北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例 第7条に基づく実施計画（関連計画の内容を盛り込む）</p> <p>・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」「母子保健計画」「母子保育計画」「母子支援計画」</p> <p>・母子事業及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」</p> <p>・「都道府県社会的養育推進計画の策定について（厚生労働省通知）」に基づく「社会的養育推進計画」</p> <p>計画の期間</p> <p>平成27年度から平成31年度までの5年間</p>	<p>・国が掲げている希望出生率1.8（若い世代における結婚・妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される環境）の2つの環境づくり、「子どもが健やかに成長する環境」の未来に夢や希望が持てる活力ある北海道の実現に向けて、条例で定められた11の基本的施策に基づき、少子化対策の施策目標を定め、ライフ・ステージごとに切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施する。（ライフ・ステージの見直しにより一部修正）</p> <p>・少子化の現状や第三期計画の評価結果、市町村における少子化対策の取組状況、国との施策推進における変化等も踏まえ、施策推進の視点を定める。</p>

第三期計画（平成27年度～平成31年度）		第四期計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））	道の考え方
3 目標の設定	「結婚や出産を望むすべての人々の希望がかなえられる地域社会の実現」を基本目標 ・基盤目標で引き上げることとするこどもと定め、道が定めた指標などを設定する。	・基本目標を第三期計画に引き続き、誰にでもわかりやすい目標とする。 ・中期的な目標として、「合計特殊出生率」の向上を中期的な目標とする。	
第2 本道の少子化などの現状	第1 少子化の状況 2 少子化の要因 3 地域における子育て支援体制 4 ひとり親家庭の状況 5 社会的養護の状況 6 意識とニーズ 7 道内市町村の状況	第3 本道の少子化などの現状	・第三期計画に引き続き、少子化に関する統計データ等を掲載する。
第3 「第二期計画」の取組と評価	第1 取組全体の評価 2 基本的施策の取組状況及び評価 3 基本的施策（11項目） 主な取組（130項目）	第4 「第三期計画」の取組と評価	・第三期計画に引き続き、前期計画の取組と評価をする。（計画の構成変更により一部修正）
第4 計画のめざす姿	「安心して子どもを生み育てることができる環境」、「子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくり ・子どもたちの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に向け、条例で定められた11の基本的施策に基づき、少子・出産・子育てや子どもの成長を長め、道民全体会で結婚・妊娠・出産がら、ライフ・ステージごとに切れ目のない支援図りながら、総合的かつ計画的に実施する。	第1 計画のめざす姿	・「第2節」に記載を移す。
2 目標等の設定	「結婚や出産を望むすべての人々の希望がかなえられる地域社会の実現」を基本目標 ・基盤目標で引き上げることを中期的な目標として設定（H25：全国1.43道1.28） ・このほか、関係法令に基づき、道が定めることとされている事項及び少子化対策に関する指標などを設定	2 目標等の設定	

第三期計画（平成27年度～平成31年度）	第四期計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））	道の考え方
第5 計画の内容	第5 計画の内容	
第1 計画化対策は、経済・雇用や地域医療・福祉、地域振興、教育など、様々な分野と深く関わつており、「結婚」、「妊娠」、「出産」、「子育て」、「子育ち・自立」の4つのライフ・ステージとそれらを支える「妊娠・出産」、「子育て」、「子育ち・自立」の3つのライフ・ステージを設定し、少子化とつながる施設や事業に盛り込まれた少子化を設定し、少子化と共に推進する。	第1 計画化対策は、経済・雇用や地域医療・福祉、地域振興、教育などの基本的施策を中心、「妊娠」、「出産」、「子育て」、「子育ち・自立」の4つのライフ・ステージとそれらを支える「妊娠・出産」、「子育て」、「子育ち・自立」の3つのライフ・ステージを設定し、少子化と共に推進する。	・第三期計画に引き続き、条例の基本的施策を中心に、少子化対策を含む取組を推進する。 ・結婚を含めた、次代が自分の将来像を描き成長するための次世代支援、結婚支援を行う「ライフデザイン支援」のスティックを新たに設定する。
第2 重点施策目標	2 重点施策目標	・具体的な施策項目や取組、目標目標は、基本的（重点的）な視点を踏まえ、計画策定の中で検討する。 ・「重点施策目標」に代えて、「第2 計画のめざす姿」を定める。
第6 計画の推進体制	第6 計画の推進体制	
第7 別表 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」等区域（市町村）別一覧	第7 別表 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」等区域（市町村）別一覧	・掲載項目は計画策定の中で別途検討する。
第8 資料 合計特殊出生率（H20～24）の高い道内市町村の要因分析	第8 資料 合計特殊出生率（H20～24）の高い道内市町村の少子化状況の状況	・少子化に関連する統計データや市町村調査等を踏まえ内容を検討する。（市町村別の合計特殊出生率は令和元年度未公表予定） ・掲載項目は計画策定の中で検討する。
1 合計特殊出生率の解説	1 道内市町村の少子化状況の解説	
2 各種統計データ	2 各種統計データ	
3 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例	3 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例	

第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」における施策の体系について(案) (第三期計画との比較)

第三期計画		第四期計画	備考
	施策の目標	施策の目標	
結婚	1 出会いへのサポートなどの結婚支援	ラ イ フ デ ザ イ ン 支 援	③で整理
	2 結婚を応援する気運の醸成	—	機運の醸成は②で整理
	—	① 次世代教育の推進	2の一部「次世代教育の実施」を中項目として表記（結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするための知識や情報を伝えることを目的として設定）
	—	—	19、24を整理
	—	③ 結婚を望む方への支援	1を「結婚を望む方への支援」として整理
妊娠・出産	3 妊娠・出産を応援する気運の醸成	妊 娠 ・ 出 産	機運の醸成は②で整理
	4 妊娠・出産に関する支援体制の整備	—	
	5 周産期医療体制の整備	④ 妊娠・出産に関する支援体制の整備	
	6 不妊治療等への支援	⑤ 周産期医療体制の整備	
	7 地域の子育てを応援する気運の醸成	⑥ 不妊・不育症治療等への支援	不育症への支援実施に伴う記載変更
子育て	—	—	機運の醸成は②で整理
	8 待機児童の解消等	⑦ 乳児及び幼児等の健康の確保	子どもの年齢順の記載とするため、16から順番を変更
	9 幼児教育・保育の充実	⑧ 待機児童の解消等	
	10 放課後児童の健全育成	⑨ 幼児教育・保育の充実	
	11 地域における子育て支援体制等の充実	⑩ 地域における子育て支援体制等の充実	子どもの年齢順の記載とするため、10と11の順番を変更
子育ち・自立	12 ひとり親家庭等への支援の充実	⑪ 放課後児童の健全育成	
	13 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実	⑫ ひとり親家庭等への支援の充実	
	14 障がい等のある子どもへの支援等の充実	⑬ 社会的養育を必要とする子どもへの支援の充実	社会的養育推進計画策定に伴う記載
	15 雇用環境等の整備	⑭ 障がい等のある子どもへの支援等の充実	
	16 乳児及び幼児等の健康の確保	⑮ 雇用環境等の整備	
地域の環境づくり	17 子育て世帯の経済的な負担の軽減	—	年齢順の記載とするため⑦へ順番変更
	18 総合的な虐待防止対策の推進	⑯ 子育て世帯の経済的な負担の軽減	
	—	⑰ 総合的な虐待防止対策の推進	
	20 子どもの権利及び利益の尊重	—	②に整理
	21 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実	⑱ 子どもの権利及び利益の尊重	
子育ち・自立	22 子どもの健全育成等の促進	⑲ 社会的養育を必要とする子どもへの支援の充実	社会的養育推進計画策定に伴う記載
	—	⑳ 子どもの健全育成等の促進	
	—	—	26を包含
	—	—	②に整理
	25 社会全体による取組の推進	㉑ 社会全体による取組の推進	各ステージの機運の醸成の取組を包含
づくくり	—	—	㉒ に整理
	27 生活環境の整備	㉓ 生活環境の整備	
	28 市町村における取組への支援	㉔ 市町村における取組への支援	
	29 国の施策に関する提案	㉕ 国の施策に関する提案	



:新規に策定する項目

:内容を包含・整理する項

第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の基本的（重点的）な視点と
今後の施策の展開について（案）

基本的（重点的）な視点	今後の施策の展開
① 待機児童の解消に向けた受け皿整備と人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育需要に対応した受け皿整備と保育人材の確保 <p>※ 保育士の就業や職場定着・離職防止、再就職支援の取組を実施</p>
② 子育て世帯の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育・保育の無償化（国制度）への対応、多子世帯の保育料無償化の継続 ○ 特定不妊治療・不育症の治療費、妊婦健診・出産に係る交通費や乳幼児等の医療費助成の継続 ○ 子どもの医療費に係る各種助成の継続 ○ 高等教育の無償化（国制度）への対応 ○ 各種奨学金制度の継続
③ 官民が協働した子育て施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ どさんこ・子育て特典制度の充実 ○ 企業等との連携・協働による子育て支援の取組を検討
④ 仕事と家庭の両立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働き方改革を踏まえた職場環境等の整備を促進 ○ 女性活躍の推進 ○ 保育需要に対応した受け皿整備と保育人材の確保
⑤ 子育てなどを地域で支え合う仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や地域住民による子育てを支え合う活動の促進 ○ 子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点の設置促進 ○ 子ども食堂などの居場所づくりの展開
⑥ 社会的養育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正児童福祉法の趣旨を踏まえた社会的養育環境の整備
⑦ 児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所や市町村の体制・専門性の強化

平成30年度第4回北海道子どもの未来づくり審議会における主な意見等

ステージ	分類	審議会	意見内容	整理
共通	どの施策にどの目標を立てるべきを考えるべき	「子どもを増やす」のではなく、「幸せな子どもを育てるべき」という道のメッセージが伝わるような目標にする。(住民の)意識を指標とするべき。どの施策が結果に貢献したのかという評価ができるないから。条例で急がれる分野ごと、あるいは重点項目の分野ごとに中間的な目標を設定すべき。	・「子どもを増やす」という目標には必ずしも「結婚が幸せになると感じている人には良いが、そうじやない場合もある。そういう家庭ではなくとも、子どもが幸せになる施策を行うのが大事。結婚と多様な価値は矛盾する面も持つ。・婚活セミナーをやつても効果がなく他にできることはないと思う。また、費用対効果が悪い。・次期計画の重点的な視点に「結婚」は入っていない。	○条例の目的として、「安心して子どもを生む環境を整えることにより、子供の健やかに成長できる社会の実現」を掲げております。今後計画的に夢や希望が持てる社会の工夫をはじめ、指標を検討していく。○計画全体の指標として、どの程度環境が整ったかを受益者側の目線で捉えるものを掲げるなどを検討したい。また、中間的な目標として各ステージの取り組みが客観的に評価できる指標の設定も併せて検討したい。
	結婚	ステージの廃止について	・「結婚が良いものである」というメッセージを発することと、子どもが幸せになると感じている人には良いが、そうじやない場合もある。そういう家庭ではなくとも、子どもが幸せになる施策を行うのが大事。結婚と多様な価値は矛盾する面も持つ。・結婚のステージは止めて、子どもの出生に焦点を当てた方が施策の組み方としては良いのではないか。	○結婚を希望する方への支援は継続するが、価値観の多様化や費用対効果等も考慮し、婚活者への直接支援から市町村への支援等に力点をシフトし、新たに設定する「ライフデザイン支援」のステージの取組の一つとして整理したい。
第4回子ども未来づくり審議会	妊娠・出産、子育て	乳幼児親子の孤立防止について	・道調査で2歳児を養育する母子の24%が孤立している結果があるが、孤立を防ぐ視点が見当たらない。また、多様な家族の支援という視点も盛り込むべきではないか。	○個別の取組内容として記載内容等を検討したい。
	子育て	病児保育など、親が少し調子が悪い時の生活支援について	・ひとり親の支援においては「生活を総合的に支援する」ことが重要で、まだまだ不足している。家庭生活支援員の派遣は全道どれぐらいいの市町村で行われているか不明で、自立支援プログラムの策定数が減っている原因も不明だが、総合的支援は必要である。・ひとり親に限らず、子育て一般を支援する制度として、病児保育などを充実させて欲しい。	○個別の取組内容として記載内容等を検討したい。
地域の環境づくり	地域の環境づくり	子どもを安心して育てられる環境をつくることについて携帯電話・SNSの利用のあり方について	・IRが誘致されるか否か不明だが、ギャンブル依存症の問題は貧困の悪化、子どもの非行など、子育てに対する影響は大きい。予防の視点で今から考えておくべきではないか。 ・携帯電話の小学校への持ち込みについて、文部科学省が原則禁止を見直す動き。ネットやオンラインゲームの使用時間が長くなることへの心配。 ・SNS等に親が熱中する余り、ネグレクトが起きやすい環境がある。	○個別の取組内容として記載内容等を検討したい。